

総務常任委員会会議録

令和7年3月6日

寒川町議会

出席委員 佐藤委員長、小泉副委員長
山田委員、橋本委員、太田委員、茂内委員、廣田委員、横手委員、関口委員
岸本議長

説明者 三橋総務部長、青木人事課長、遠藤副主幹、三澤副主幹、赤崎主査
菊地町民部長、芝崎町民協働課長、飯塚主査
濁川町民安全課長、三町副主幹、臼井主任主事

案 件

(付託議案)

1. 議案第21号 寒川町職員定数条例の一部改正について
2. 議案第22号 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
3. 議案第24号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
4. 議案第25号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町職員の旅費に関する条例の一部改正について
5. 議案第20号 寒川町認可地縁団体印鑑条例の制定について
6. 議案第31号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
7. 議案第32号 寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【佐藤委員長】 おはようございます。連日の会議、大変お疲れさまでございます。

ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

まず初めに審査に入る前に、当委員会の正副委員長につきましては、現在内定の段階でございますので、改めまして当委員会で正式にご承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、改選後初めての委員会となりますので、一言正副委員長としての就任の挨拶をさせていただきたいと思います。

このたび総務常任委員会委員長という大役を仰せつかりました佐藤一夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小泉副委員長より就任の挨拶をお願いしたいと思います。

【小泉副委員長】 このたび総務常任委員会の副委員長の大役を務めさせていただくことになりました小泉秀輔でございます。委員長をしっかりと補佐して頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 この任期中、委員の皆様のご協力をいただきまして、スムーズに委員会を進めてま

いりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は改選後初めての委員会でありますので、休憩の中で総務常任委員会所管の各部課の管理職以上の職員の紹介をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、暫時休憩して、総務常任委員会所管の各部課の管理職以上の職員の紹介をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案7件でございます。議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第21号 寒川町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 改めまして、皆さん、おはようございます。本日は総務部から、いずれも人事課の所管案件となりますが、4件の議案審査をお願いいたします。まずは、議案第21号 寒川町職員定数条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明は、人事課青木課長から行いますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 皆様、改めまして、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、総務部人事課より、議案第21号 寒川町職員定数条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。なお、説明は、先日の本会議の中で総務部長よりご説明させていただきました内容と重複する部分もございますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

当条例は、地方自治法第172条第3項の規定に基づき、常時勤務する職員数の限度を示すもので、町長部局のほか議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会といった部局ごとに職員の定数を定めているものでございます。このたびの改正は、令和7年度からの新たな組織体制を踏まえることをはじめ、多様化、複雑化する住民ニーズに対応する現状の業務量や令和7年度からの総合計画第2次実施計画期間における諸施策の遂行に必要な人員確保に対応する必要があることから、現行の定数をベースに、現状で不足する人員数と今後増加する業務量に対応するために必要な人員数を想定し、定数を改めるものでございます。

これまでの職員定数条例は、機構改革や行政組織の見直しに伴う改正はあったものの、業務量を根拠

とした改正はほとんど行われていませんでした。今回の改正案は、現状での時間外勤務の状況や総合計画第2次実施計画期間中の業務量の見込みから必要な人員数を想定しながら策定を進めてまいりましたが、職員定数は、総合計画実施計画を着実に推進していくために必要な人員の確保を可能とするものであること、ひいては住民サービスの向上と組織の継続性の確保につながるものであることから、今後についても実施計画の改定時期にはその見直しについて検討すべきものと考えております。

それでは、改正の内容につきましてご説明いたします。タブレット資料は、ファイル番号01-1をお開きいただきまして、3分の3ページの新旧対照表をご覧ください。第3条の改正でございます。第3条は、町長の事務部局の職員をはじめ任命権者ごとに職員の定数を定めている表でございますが、表中の1項、町長の事務部局の職員を現行の「260」から「285」に改め、25名の増とするとともに、表中3項の教育委員会のうち事務部局の職員を「29」から「35」に改め、6名の増、また教育委員会のうち学校、その他の教育機関の職員を「30」から「24」に6名の減と改めるものでございます。これにより全体の定数といたしましては、332名から357名となり、25名の増とするものでございます。

最後に附則として、施行期日を令和7年4月1日と規定しております。

続きまして、このたびの改正で25名の増とする考え方についてご説明いたしますので、資料は、改めましてファイル番号01-2寒川町職員定数の改正について（算出根拠）をお開きください。最初に、前提条件になりますが、当条例の定数とは、常時勤務する職員の数になりますので、フルタイム以外の再任用職員や会計年度任用職員は含みません。また、育児休業者をはじめその他の長期にわたり職務に従事しない者は、定数のカウントから外すことができることとなっております。加えて、このたびの改定案の作成に当たっては、定数管理は施策推進に当たっての人の投入可能量であり、施策推進と連動させる必要があることから、総合計画2040第2次実施計画の計画期間であります令和10年度を見据えて策定しております。基本的な考え方といたしましては、現行の定数をベースとしながら現状不足する人員数と今後増加する業務量に対する必要な人員数を算出し、現行定数に加える形で策定しております。

では、最初に表頭の①現行定数欄をご覧ください。定数欄は、現行規定における定数、その右隣、職員数（令和7年1月現在）については、退職者を含む職員数となりますが、ご覧のとおり、退職者を含む人数ではあるものの、現状は町長部局は定数と同数、教育委員会の事務部局は超過となっております、あくまでも上限を定める定数に余裕がない逼迫した状況となっております。

こうした状況は、これまでの定数の改定、特に町長部局分につきましては、平成17年に定数248名へと改定して以降、令和元年に12名を増員し、現行の260名としたものの、近年におきましても国指導による様々な子育て政策の展開をはじめ、低所得世帯に対する給付金支給事業など多くの新たな取組が増加している状況があることに加えまして、248名として改定を行った平成17年からは20年が経過するところでございますが、その間増加してきた業務量に応じてその都度定数の改定を行ってきていないことなどから、定数に対する逼迫度が高まっている状況となっております。

次に、表頭の②組織見直し欄については、このたびの組織の見直しによりまして現在の学び推進課、課長を含め5名になりますけれども、学び推進課が町長部局から教育委員会へ再編されることとなりますので、その増減数として町長部局がマイナス、教育委員会の事務部局がプラスとなります。

次に、今回の定数改正の算出根拠となります表頭③不足見込み欄のまず不足時間数につきましては、

令和6年の1月から12月の時間外勤務時間の実績値と令和6年度の業務量と令和7年度の業務量見込みを比較しまして、増加が見込まれる時間数でございまして、この時間数を1人当たりの年間勤務時間数であります1,850時間で割返して算出したものが人数となっております。その結果、必要な人員数は、町長部局で30人、教育委員会の事務部局で1人、合計31人が必要となると算出しております。

次に、表頭④その他調整の欄については、教育委員会のうち学校、その他の教育機関の職員の区分に係るものとなりますが、こちらは令和7年度からの組織見直しに係るものと不足見込みにより教育委員会の事務部局の職員を6名増員していることも考え合わせまして、学校その他の教育機関の現状に鑑みつつ、教育委員会全体の大枠であります59人を維持するため6名の減としたところでございます。

次に、表頭⑤増員数欄については、②の組織見直し欄と③不足見込欄、それと④その他調整欄を合計したものととなりますが、それを①の現行定数に加えたもの、それが⑥の改正後でございまして、このたびの定数改定案となります。

以上のことから、今回提案させていただきます定数案といたしましては、全体で申し上げますと、現行の332名から357名へと25名の増員とするもので、その部局等別の内訳といたしましては、全てが町長部局への増員というものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 お聞きします。町長の事務部局に関しては、25名プラスということで、大体分かったんですけど、教育委員会なんですけど、トータルで59名ということで、今回は事務部局の数は6名増やす分、学校、その他の教育機関の職員を減らすということなんですけど、これに関して不足時間を見ますと、1,174時間不足するとなっております。これに関してまだ人員が不足しているんじゃないかなと感じるんですけど、これに関してこの定数が決定した後もし人員が足りなくなった場合、どのように対応するのかお聞きします。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 学校、その他教育機関の職員の不足時間が1,174時間あるのではというご質問だと思いますが、年間の職員の勤務時間数は1,850時間ということで、先ほどもご説明申し上げましたが、1,850時間になりますので、そういった意味では1人未満だという計算になりますので、ここでの増員はしていないということでございます。

以上でございます。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。1,850時間が年間の作業時間ということで、ということは残業で対応すると、もし業務量がオーバーした場合、対応するというところでよろしいのかなと感じました。今回事務部局ということなんですけど、関連して教職員ということに関しては、教育委員会で対応するというところでよろしいんですかね。お聞きします。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 まず1点目のこの時間は残業で対応するのかということでございますが、理論上

は残業で対応するということになります。これは1,850時間が1人当たりの年間勤務時間、それを下回るもので例えば1人採用して対応しようとした場合、当然採用する側のコストも平均年間給与でいうと700万円超になりますけれども、それがかかってまいりますので、そういった部分も考慮して、これについては残業で対応するということでございます。また、2点目の教職員につきましては、教職員はまた別になりますので、そちらで対応ということになります。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 今、人事課長から話がありましたように、不足時間数が町長部局なんだけども、5万6,911時間、その中で不足見込みとしては30という数字で出ていますけども、何で増員数25人にしたのか、30人足りないのに25人にしたという、この意味がよく分からないんだけど、その説明をまずいただきたい。それと教育委員会の事務部局職員というのは、教育委員会に勤務している事務職員でいいんだね。学校、その他の教育機関の職員ということで、学校の事務職員なんかはこの中に入ってくると思うんですけども、マイナス6名の減はどこを減らすのか教えていただけませんか。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 まず、不足見込みの人数で30名足りないと、最終的には25名増とするというのはなぜかというご質問でございます。こちらについては、30名まず足りないのは町長部局の不足する時間に対する人数になりまして、25名増員するというものは町全体の定数が25名を増員するということになります。なので、町長部局の不足する分30名と教育委員会の事務部局の不足する分1名、31名が不足見込み人員になりますが、この表でいきますと④のその他調整で、先ほどもご説明申し上げましたが、現在の学び推進課が教育委員会に移動するというので、その人数を町長部局からマイナスしておりますので、全体的には25名の増員となるということでございます。

それと、2点目のその他教育機関の職員数をどこから減らすのかということでございます。学校、その他教育機関の職員の配置は、小・中学校と現行でいうと給食センターになりますので、理論上は今学校に職員がおりませんので、給食センターから定数を6名減とするというものでございます。ただ、実態としては当然減らすわけではございませんし、6名減らした定数の中で収まる人員が現在いるということでございます。

以上でございます。

【佐藤委員長】 関口委員。

【関口委員】 この6名が実際に今回人事課でもって、町長部局だった職員が向こうに異動する、こういうことなんだろうけども、全体的な枠からすると、260名の定数のうち285名にするわけだ、町長部局を。下は下でいいよ、向こうへ行くんだから。だけど、25名のプラスで、あとこの下については、6、35、24、2、3、2というのはいいんだけども、実際に30名足りないというのが6名が向こうに異動したから25名でいいんだという、こういう単純な捉え方でいいのか、実際のところは30名をもくろみたいんだけども、妥協して25名に下げたのか、そういうところを聞きたいんですよ。実際に向こうへ行っただから、行った分はこっちが減るわけだから、町長部局が。それでもって行ったはいいけども、実際には

ここでいう5万6,911時間不足時間があるわけですから、そのためには30名必要だということになっているわけですので、僕の捉え方が間違っているんだったらいいんだけど、頭が単純になっているから数字だけのマジック的なものを考えずに数字だけで見て言っていますけども、こういうときにきちっと定数を確保しておくことは大事だと思うんですよ。こういうことって何回もやるものじゃないから、また来年やればいいやという話ではないので、やるときにはしっかりと、定数を定めたからといって、そこまでの人数を入れるとかという話ではないんだから、ただその上限枠をきちっと決めておくということになりますので、そういう意味ではしっかりとした幅を持った定数条例にしたほうが、どういう形でこれから先事務職員の時間が5万6,900時間でもって落ち着いていけばいいけども、もしかするとこれがどんどん増えてくる可能性もあるわけだから、そうやっていったときに定数については、今ここまで行ったらから、ここまでの人数を入れるんだという、こういう捉え方を私もしていませんので、その枠だけをつくっておくことが、上限枠というのは、ある意味では幅を持たせておいたほうがやりやすいと思うし、いつでも対応ができる、こういう形にしておいたほうがよろしいのではないかなという、こういう発想からのお尋ねなんですけども、いま一度ご見解をいただけますか。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。不足時間数からいけば30名なのに、町長部局は25名になっているんじゃないかということだと思います。ある種その妥当性という部分だと思いますけれども、まず不足時間数の中で今5万6,911時間とありますけれども、この中には教育委員会に行く業務量は当然はがして、教育委員会側に持っていった上での不足時間数ということになります。それとあと25名の増員という総数が少ないんじゃないかというような印象なのかなというところがございますが、25名しか残りを採用できないということではなくて、あくまでも純増数という形になります。今の定数から純増で25名を増員するという枠をつくるということでございます。

これまでの純増数の実績を確認してみますと、令和4年から6年までの3年間で、実は採用者数がプラス要因、退職者数がマイナス要因という見方をした場合、3年間で純増数は3名、年間として1名の増員しか図れていないという形になります。言い換えれば、退職者数分は採用ができていう状況になります。これ以外に当然育児休業も、今男性職員も広く取るようになってきたという状況もありますので、育児休業者やメンタルの休職もあります。その他長期的にいない職員数が、年度でいいますと、平均7、8人ぐらいおりますので、ここを止めていくことで純増する分がどんどん増えていくという形になっていると思いますので、単純に採用と退職者数だけでは、説明したとおり、ありませんが、我々もこれを策定している中で肌感として25名は少ないかなという印象は、正直ありましたし、職員に聞いても年代によって受け止め方がそれぞれ違うんですけども、そういった印象がございました。ただ、先ほど申し上げました繰り返しになりますが、純増数がプラス25名の枠ということを考えますと、さほど少ない人数ではないのかなと思っておりますので、ただ、この25人を確保することが理論上は当然時間外とか増える業務量に対する対応の人数ということになりますので、一人一人の職員の負担軽減につながりますから、採用活動はこれまでどおり継続して、さらにやっていく、また離職の抑制についても改めて両輪でやっていかなきゃいけないと考えております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。いずれにしても、今純増数云々という話をされましたけども、退職はちゃんと埋めていますよという話、だけど、口から出ると人が足りないという話があるわけですから、そういうことから考えると、穴埋めだけでは駄目なんだよね。今、課長が言うように、1名しか増えていない、プラス部分については。だから、そういったことではいつまでたってもこの数字というのが減っていかない、私は増えていくばかりかなと、5万6,000時間が、ということもあるので、もともと今ある数字を少しずつ上げていくということをやっていかないと、穴埋めだけをやっていたのでは、いつまでたっても変わりはないわけですから、そのところをしっかりと年次計画を立てながらやってほしいなと、今働き方改革はいろんな形でもって言われていて、土木作業員にしても何にしても、今度は土日休みだと、こういう話になってきたり、日曜出勤はしませんよとか、夜中に仕事はやりませんよと、割高になりますとか、いろんな形での働き方の改革をしていっただけに、職員もそういうところはしっかりと受け止めながら対応していかないと、人勧から出てくることも同じようなことが落ちてきていると思いますので、そういった意味ではきちっと増やすべきものは増やしながら対応していただきたいと思いますので、しっかりと年次計画をつくりながら、青木課長のところだったら安心していただけますけども、これから先ずっとこれは続くものですから、いつまでに終わらせればいいという話ではないので、さらにこれから本当に複雑化してくる、職員の仕事が。そういったことから考えると、確保というのは大事だと思いますので、その点をしっかりと腹に据えた上でいろんな対応をしていてもらいたいと思いますので、結構です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 1点お聞きいたします。先ほどこの算出根拠の表の説明をいただきまして、不足見込み、不足時間数、人数などの根拠、時間外の実績だったり、年間の時間数だったり、そういったものでこういった数字が出たということが分かりました。ただ、感じるのは、一人一人の職員によってはかなり処理時間というのが随分異なってくるのかなとは感じております。そういった中で先ほどの計算式に基づいてこちらを出しているということではあるかと思うんですが、今回の議案に関しては機構改革だったり、行政組織の見直しとはまた違った形での議案ということですので、それに関しては触れませんが、そういった一人一人の処理能力というか、仕事のそういったものを考慮した上でこの数字というものはされているのかどうか1点お聞きいたします。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 ご説明いたしましたこの人数に関しては、一人一人の能力がどうこうというところは考えておりません。もうちょっと大局的なところで説明責任を、しっかり算出根拠を持つということを出した数字でございます。ただ、現実的には、橋本委員おっしゃるとおり、一人一人能力が違いますし、そういった部分については、適正な人事配置で各課の処理能力ができるだけ平準化できるような、人の特性を見ながら配置に努めていきたいということでございます。

以上でございます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結していきたいと思えます。

続きまして、議案第22号 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 引き続き、付託議案の2件目です。議案第22号 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。引き続き青木人事課長からご説明申し上げます。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、引き続きまして、議案第22号 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

なお、こちらも説明は、先日の本会議の中で総務部長よりご説明させていただきました内容と重複する部分もございます。ご理解賜りますようお願いいたします。

このたびの一部改正については、昨年6月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法等が改正され、本年4月に施行されることを踏まえ、行うものでございます。

法改正の趣旨といたしましては、男女共に仕事と育児、介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるものでございまして、人事院からも法改正の内容を踏まえた意見具申がされ、人事院規則等国家公務員に係る関係法令についても改正がされております。

それでは、改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料は、ファイル番号02 議案第22号をご覧ください。その資料7分の4ページをお開きいただければと思います。当条例の改正については、2つの条例を改正するもので、2条立ての改正方法を取っております。最初に、改正条例の第1条関係は、寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第21条は、部分休業の承認についての規定となりますが、第3項の改正は、育児・介護休業法の改正による条例の引用規定について条文の整理を行うものでございます。

続きまして、改正条例の第2条関係は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。まず、第8条の2は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定でございますが、第2項の改正は、超過勤務の免除の対象となる子の範囲について、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、対象となる子の範囲を拡大するものでございます。

次に、資料は7分の5ページをご覧ください。第4項の改正は、この後ご説明いたします第15条第1項で規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員についての準用及び読替規定となりますが、先ほどの第8条の2第2項の改正に伴い条文を整理するものでございます。

次に、資料は7分の6ページをご覧ください。第15条は、介護休暇に関する規定となりますが、第1項の改正は、この後ご説明いたします第16条の2第1項における用語の定義を加えるものでございます。

次に、第16条の2は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等として新たに加える規定でございます。第1項は、職員が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、仕事と介護との両立に資する制度、または措置などを当該職員に知らせるとともに、その制度利用等に関する意向確認のための面談等の措置を講じなければならない旨の規定を加えるものでございます。

次に、資料は7分の7ページをご覧ください。第2項は、40歳に到達する職員に対して第1項に規定する制度について周知しなければならない旨の規定を加えるものであります。

次に、第16条の3は、勤務環境の整備に関する措置として、こちらも新たに加える規定でございます。仕事と介護との両立に資する制度等が円滑に実施されるよう講じるべき事項を定めるもので、第1号は、制度に係る職員への研修の実施、第2号は、制度に関する相談体制の整備について、第3号は、その他の勤務環境の整備に関する措置について定めております。

最後に、改正附則となりますが、第1項では、施行期日を規定し、第2項では、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、条例の施行日以降の日を時間外勤務制限開始日とした請求を行おうとする場合は、条例の施行日前においても請求を可能とする規定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

関口委員。

【関口委員】 育児休業の関係については、3歳から拡大して小学校就学前までという形になりましたけども、非常に大事なことかなと思いますので、よろしくお願したいなと思います。

もう一つ、介護の関係については、1項、2項、3項があるように、この部分が非常に大事かなと思っています。そういった意味では、職員本人だけが理解するのではなくして、周りがしっかり理解することが大事だと思いますので、こういう形にならなければ一番いいんですけども、なったときに周りがしっかり理解した上で本人がよろしくということでも対応ができる、こういう形づくりをしていかなければならないなど、だから、条例上はこういうことをうたっても、問題はこれをどうやって運用するかということが大事だと思いますので、運用部分をしっかり人事課長から全職員に対して、皆さん、これを理解しろよと、それだけに一緒にやっている仕事ですから、みんなで分け合いながら、みんなで支え合いながらやっていかなきゃいけないし、また自宅でもってオンラインでもっていいし、コロナのおかげでもって、いろんな仕事のやり方というのを勉強もさせていただきましたので、ですからしっかり職員が育児休業を受ける、育児ばかりじゃなくて、介護の休暇も受ける、職員だけじゃなくて、周りが支えていく、この体制づくりをしていかないと、なかなか取りにくい、運用しにくいということになってくると思いますので、取りにくいという言葉よりも運用できない、しにくいということになっては絶対にいけないと思いますので、この辺について、こういう機会にさらに全職員に理解を求めていくということが大事だと思いますので、いつ我が身に降りかかるかわからないわけですから、その辺のしっかりとした対応をしていただきたいなと思いますが、その辺の見解をいただけますか。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。確かに関口委員おっしゃるとおり、職員本人だけでなく、周りの理解というところ、家族等ですよね。理解していただくことは本当に大事だと我々も思っ

ております。また、神奈川県内の市町村ではありませんが、たしか静岡県だったと思いますけれども、県の職員に対する、育児休業を取得する際に、運用のリーフレットを作っている、それを実は職員向けではなくて配偶者向けに書いたリーフレットを作っているというような取組があるということも承知しております。県は、たしか男性の育児休業を増やしていきたいという目的の中でやっている取組だと聞いておりますけれども、そういった意味ではそういったところもしっかり参考にしながら、今回研修とか、40歳以上の方にお知らせするというタイミングを必ず設けなきゃいけなくなりましたから、委員さんがおっしゃるとおり、家族向けに知っていただくということも頭に入れながら運用していきたいと思っております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 関口委員。

【関口委員】 今言う静岡でやられているのも1つの例としては非常にいいのかなと、職員だけじゃなくて配偶者にやるとか家族にやるとか、いろんな形でみんなが情報をつかんでいる形がいいなと思います。私も育児休業を取った人の話も聞いたんですけども、その中で出る話は、奥様いわく、私よりおむつ替えがうまいんだと、ご主人のことに對してそういう感想も言われていましたけども、本当に一生懸命男性も見よう見まねでやるわけですよ。だからそういった意味では、それが子どもに対する愛情にもつながっていくんだし、大きな財産にもなってくると思いますので、しっかり課長から、また部長から全職員に対して、きちっと取るべきものは取るということでのしっかりとした運用をしていただきたいなと思いますので、これは要望しておきますので、よろしく願います。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 ないようでしたら、小泉副委員長。

【小泉副委員長】 1点伺いたいします。私も運用になるんですが、第16条の3の(2)ですね、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備と条例で書いているということがあるのを考えますと、相談体制を今後この条例に基づいてつくっていくかなければならないのではないかなと思うのですが、具体的にはどのような形で相談体制を整備していくのか、例えばこれを外部委託という形もあるかもしれませんが、もしくは町内で何らかの方が相談担当という形になることもあるかもしれませんが、その辺りはどのようなことを考えているのか教えてください。

【佐藤委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 相談体制についてなんですけれども、来年度以降に関しましては、介護両立支援制度に伴う町の取組といたしましては、介護両立支援制度を利用しやすい環境の整備としまして、全職員に対して、まず制度の周知を図っていきたく思っております。また、40歳以上の職員に対しては、研修を実施することも考えています。また、今お話のありました相談体制につきましては、現状職員間で使用しておりますイントラネットの掲示板に職員の相談受付というものを運用しております。これによって個別相談を受け付けながら職員に対して仕事と介護を両立できるように、職員に寄り添った対応を人事課の職員がしてまいりたいと考えているところです。

以上です。

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第24号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 では、3件目でございます。議案第24号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。引き続き青木人事課長からご説明いたします。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、引き続き、議案第24号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。こちらの説明につきましても、先日の本会議の中で総務部長よりご説明させていただいた内容と重複する部分もございますけれども、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当条例の改正につきましては、令和7年第1回定例会1月会議において、令和6年の人事院勧告を踏まえた給料及び期末勤勉手当に係る一部改正を行ったところでございますが、このたびは当勧告に盛り込まれていた地域手当をはじめとする諸手当に係る一部改正でございます。

それでは、最初に、令和6年人事院勧告の諸手当に関する概要についてご説明させていただきます。諸手当に関するものとしたしましては、地域手当の大きくくり化、それと扶養手当の見直し、それと管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大という大きく3点でございます。

最初に、1点目の地域手当の大きくくり化についてでございます。地域手当については、これまで基礎自治体単位で設定されていた支給率が、基本都道府県単位とされるとともに、その区分についても現行の7つの級地から5つの級地へと再編される内容となっております。これによりまして、見直し後の神奈川県は、3級地となりまして、その支給率は12%となります。なお、県庁所在地や人口20万人以上の市については、当該地域の民間賃金を反映させることになっておりますので、神奈川県においても横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市の4市は2級地と位置づけられ、支給率は16%となっております。

次に、2点目の扶養手当でございます。扶養手当については、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるため、配偶者に係る手当の廃止と子に係る手当の引上げを2年間で段階的に実施していくものでございます。令和7年度につきましては、配偶者に係る分を3,000円とし、子に係る分を1万1,500円へ、令和8年度からは配偶者に係る手当は廃止し、子に係る手当の月額を1万3,000円へと引き上げる内容となっております。

最後に3点目の管理職員特別勤務手当につきましては、勤務実態に応じた適切な処遇を確保する目的から、支給対象となる時間帯につきまして、現行の「午前0時から午前5時」それを「午後10時から午前5時」へと支給対象開始時間を2時間前倒しし、対象時間を拡大する内容となっております。いずれの手当につきましても、実施時期については令和7年4月1日からとされております。

以上が、令和6年人事院勧告の諸手当に関する概要でございます。

それでは、続きまして、条例改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。タブレット

資料はファイル番号03をお開きいただきまして、11分の5ページの新旧対照表をご覧ください。当条例の改正につきましても、2つの条例を改正するもので、2条立ての改正方法を取っております。改正条例の第1条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。最初に、第7条第2項の改正でございます。この規定は、扶養手当の支給対象となる扶養親族を各号で定めた規定となりますが、現行の第1号に規定する配偶者を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

先ほどご説明したように、配偶者に係る扶養手当の廃止については、2年間で段階的に実施することとなりますので、本則の規定から配偶者はなくなります。最後にご説明いたします改正附則に経過措置として規定いたします。

次に、第3項は、扶養手当の月額を定めた規定でございまして、子に係る月額を現行の「1万円」から「1万3,000円」に改めるとともに、第2項各号の繰上げに対応する改正となりますが、こちらも最後にご説明いたします改正附則に経過措置を規定いたします。

次に、第4項の改正、第5項の追加及び第8条を削除とする改正については、扶養親族の適用に異動があった場合の規定について国家公務員の例に倣い条文の規定を改めるものでございます。

続いて、資料は11分の7ページをご覧ください。第8条の2は、地域手当に関する規定でございます。町では、神奈川県の人件委員会の勧告を参考にいたしまして、支給割合を「100分の11.8」から「100分の12.45」に改めます。

次に、第15条の2は、管理職員特別期末手当に関する規定でございまして、第1項は、条文整理でございまして。

次に、第2項は、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を規定するもので、週休日以外の日、つまり平日深夜の勤務における手当の支給対象となる時間を定めており、その対象時間帯である現行の午前0時から午前5時まで、これを午後10時から午前5時までで改めまして、支給対象の始期となる時間を2時間前倒しするものでございます。

次に、資料は11分の7ページの下段から8ページにかけてになりますが、第3項の改正は、管理職員特別勤務手当の額について規則に委任するとともに、これまで同項第1号に規定されていた週休日等の勤務に従事した時間が6時間を超える場合に適用する加算を、今回平日の深夜勤務における支給対象時間を拡大することにより同項第2号にも適用させるため、加算の規定を各号列記以外の部分に移す改正でございます。

次に、第18条の3の改正は、先ほど第8条を削るとした改正により、引用部分の条文を整理するものでございます。

続いて、改正条例の第2条関係は、寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。第18条第4項の改正は、先ほど第1条関係で任期の定めのない職員の地域手当の支給率の改正についてご説明いたしましたが、会計年度任用職員についても同様に地域手当に相当する支給率を「100分の11.8」から「100分の12.45」に改めるものでございます。

次に、資料11分の8ページの最下段以降は、この改正条例の附則で改正する条例の新旧対照表が続きます。附則第3項関係は、寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第1条関係

の改正に伴う条文の整理でございます。

続きまして、資料は11分の9ページになります。附則第4項関係は、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正で、こちらも第1条関係の改正及び地方公務員法の改正に伴う条文の整理でございます。

続きまして、資料は11分の10ページをご覧ください。この改正の附則でございます。第1項は、施行期日を令和7年4月1日とする規定でございます。次の第2項は、令和8年3月31日までの間の、つまり令和7年度における扶養手当に関する経過措置でございます。先ほど第1条関係で、扶養手当の規定のうち配偶者を削り、子に係る手当の月額を1万3,000円とする改正をご説明いたしましたが、配偶者に係る扶養手当の改正は2年間で段階的に行うため、令和7年度限りの月額を規定しております。配偶者については、配偶者の字句を加えた読替規定により手当額を月額3,000円とすること、子に係るものについては月額「1万3,000円」とした手当額を「1万1,500円」とする読替規定を定めております。

次に、資料は最終ページになりますが、附則第3項は、第1条関係の改正に伴い影響を受ける条例の条文整理でございます。附則第4項についても、第1条関係での改正に加え、関連の法改正に伴う条文整理でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

橋本委員。

【橋本委員】 1点だけ確認させてください。11分の7ページの管理職特別手当です。こちらは0時から5時だったものが22時から5時になったということで、2時間という根拠を教えてくださいと思います。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 2時間の明確な根拠はございませんが、この改定の目的は、勤務実態に応じた適切な処遇の確保ということでございますので、ご理解をいただければなと思っております。この改正によりまして、基本的に管理職員特別勤務手当の実績でいきますと、我々でいうと災害対応が災害対策本部の命により台風の対応等が出てきた場合、こちらが対象となります。これが2時間前倒ししたことにより変わるものとは言われれば、しいて言うならば、例えば選挙の開票会場に町の広報戦略課がメディア対応、プレス対応ということで出ております。その開票終了後が、これまでは12時以降でなければ対象とならなかったものが、10時以降であれば対象となるというところが変わっていくのかなと思っております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

横手委員。

【横手委員】 ざっくりばらんに教えていただきたいんですけど、今日出た議案3つは、何だかんだつながっているような気がするんですね。今のやつは人事院勧告なので、それに従ってやるだけということかもしれないんですけど、正直なところ、これによって町の職員の方たちの給与というのは潤うのか、よくなるのか、全体的によくなって、それで少しは離職を防げるような方向に持っていけるのか、

そういうところというのはどうお考えなのか、どう捉えていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。職員の給与が潤うのかというご質問でございますが、まず、地域手当を11.8%から12.45%へ今回0.65%上昇させるということで、予算上の影響額といたしましては、約1,900万円が増となります。また扶養手当に関しましては、配偶者が減る一方で、子どもが上がったりということで、出込み引込みがありますけれども、トータルで申し上げますと、予算額で約100万円が増となります。そういったことから、2,000万円の予算が増額されるということは、そういった見方をすれば職員の給与が上がるということであると思います。また、それが2点目の離職抑制につながるのかという部分でございますが、民間給与が当然高く公務員が低くて、その差額を埋めるためのものが今回の人事院勧告、給与改定でございますので、そういった意味では民間に流れているものが、もしかすると同等に並ぶことで防げるのかもしれませんが、自治体同士でいえば、当然どこの自治体もこの人事院勧告に基づいて改正しておりますので、その差別化というのはなかなか図られない状況がありますので、そういった意味では民間に流れるものに対しての離職効果はあるけれども、他自治体間についてはあまり見込めないのかなと捉えております。

以上です。

【佐藤委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。実は聞きたかったことだったんですね。人事院勧告は重要なことだと思っていて、それに沿ってやればいいんですけど、例えばなんですけども、独自に人事院勧告以上に、昔ある時期例えば自治体によっては、人事院勧告に沿って上げるなんて冗談じゃないというようなことをやっていた時代、公務員たたきという言い方は変ですけども、割とそういう時代があったと思うんですけど、そのときは割と人事院勧告に従わないところもあったと思うんですけど、逆に人事院勧告に従わずにもっと上を、分かりますか。もう少しその辺の手当みたいなものを、パーセンテージは今0.65上がると言っていましたけど、これを例えば2%上げますとって、例えばの例ですよ。ような考え方というのはなかったのかどうかお聞かせいただけますか。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 今0.65%ということで、地域手当の支給率について言及がありましたので、その面からお答えいたしますと、今回人事院勧告で示された地域手当の支給率は、神奈川県内は12%でございますので、それを県を参考にいたしまして、12.45%とするということでございますから、そういう意味では人事院勧告を超えて措置をしているという状況がございます。近隣も含めて人事院勧告を超えて今回地域手当の支給率を定めている部分もありますので、決して物理的にできないということではないと承知しております。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第25号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町職員の旅費に関する条

例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 では、総務部の付託議案の最後になります。議案第25号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町職員の旅費に関する条例の一部改正について審査をお願いいたします。引き続き青木人事課長からご説明申し上げます。

【佐藤委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、引き続きまして、議案第25号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町職員の旅費に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。こちらの説明につきましても、先日の本会議の中で総務部長よりご説明させていただきました内容と重複する部分もございりますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最初に、今回の条例改正の背景でございますが、国家公務員の旅費制度については、国家公務員等の旅費に関する法律で定められておりますが、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給対象の見直しなどにより、昨年関係法令が改正され、本年4月から施行されます。

町職員等の旅費につきましては、国家公務員等の制度を参考にしていることから、この法改正を踏まえ関係条例を改めるものでございます。具体的には旅行、出張の出発地としまして自宅を追加ことや、いわゆる旅行者によるパック旅行の利用を可能とすること、定額支給から実費支給への変更など、実態に即したものとしていくことが主な改正点となっております。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料は、ファイル番号04の28分の13ページの新旧対照表をご覧ください。こちらについても、当条例の改正については2つの条例を改正するもので、2条立ての改正方法を取っております。最初に、改正条例の第1条関係は、寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正として、町長、副町長及び教育長の旅費に関して定める別表第2及び別表第3の改正でございます。まず、別表第2の改正は、「宿泊料」を「宿泊費」に、「食事料」を「宿泊手当」に改めるものでございます。

次に、別表第3は、特別職が海外へ出張した場合の旅費に関する規定となりますが、改正箇所が多いことから、全体を改める改正手法を取ったため、語句の全てに下線がありますけれども、改正点といたしましては、日当が廃止されたこと、また別表第2と同様に「宿泊料」を「宿泊費」に、「食事料」を「宿泊手当」に改めること、さらに1の表の備考が不要となったこと、支度料が廃止されたこととございまして、この後ご説明いたします一般の職員と同様の改正でございます。

次に、改正条例の第2条関係は、寒川町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。資料は28分の14ページをご覧ください。第2条は、用語の定義を定めた規定となりますが、第3号及び第4号を削る改正は、現状の運用に合わせたもので不要な規定を整理するものでございます。また、繰り上がって第3号となる規定の改正は、職員の出張の際、自宅からの出発を認める規定でございます。

次の第5号として新たに加える規定は、いわゆる旅行者を「旅行役務提供者」として定義を加えるものでございます。

次に、第3条に第4項を加える改正は、旅行役務提供者、いわゆる旅行者を利用した場合に旅費に

相当する金額を旅行業者に支払うことができる旨の規定でございます。

次に、資料は28分の15ページをご覧ください。第4条の改正は、先ほど第2条第3号で旅行命令権者を定義したことに伴う条文の整理でございます。

次に、現行の第5条、普通旅費の種類に関する規定及び第5条の2、特殊旅費に関する規定は、第5条の見出しを「旅費の種目」に改め、規定を整理するものでございます。

次に、資料は28分の16ページから18ページにかけてになりますが、第6条から第8条までは、旅費の計算に関する規定でございます。まず、第6条は、旅費は、実費を弁償するためのものであることを明記し、現行の第7条及び第8条の日数や距離、年度による変更等不要となる規定を削るものでございます。

次に、資料28分の16ページ下段になります現行の第9条は、旅費の請求手続に関する規定でございます。請求者に旅行業者を追加するほか、請求手続の簡素化に伴い請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録による請求も可能とする規定を加えまして、第7条に繰り上げるものでございます。

次に、資料28分の17ページの新たに加える第8条から、21ページの第14条までは、旅費の種目ごとの算定に関する規定でございます。資料28分の18ページの現行の第10条から21ページの現行第19条までは、改正案の第8条から第14条までの規定で整理されることとなります。

資料28分の17ページの改正案の第8条が鉄道賃、18ページの第9条が船賃、第10条が航空賃、19ページになります第11条がその他の交通費、20ページになります第12条が宿泊費、21ページになります第13条が包括宿泊費、第14条が宿泊手当でそれぞれございまして、種目の算定に関する規定でございます。

次に、資料28分の21ページの現行の第20条については、第15条に繰り上げるとともに、第2条の改正に伴う条文整理でございます。

次に、資料は28分の22ページの改正案の第16条から25ページの改正案第25条までは、海外へ行った場合の旅費に関する規定でございます。資料28分の23ページの現行の第21条から25ページの現行第28条までの規定は、改正案の第16条から第25条までの規定で整理されることとなります。改正内容といたしましては、国内の旅費に関する改正内容と同様の改正でございます。

次に、資料28分の26ページ、改正案の第26条は、支給額の上限として、各種目の規定で算定した額と実際の額を比較し、実費を上回る額の支給をしない旨の規定でございます。

次に、現行の第29条は、第27条に繰り上げ、これも実費支給の趣旨に沿った条文整理でございます。

次に、新たに加える第28条は、条例や規則に違反して旅費の支給を受けた場合の返納について規定するものでございます。

次に、資料は28分の27ページの現行の第30条及び第31条は、これまでの改正に伴いそれぞれ第29条、第30条に繰り上げるものでございます。

次に、現行の制定附則第3項は、第11条の改正に伴う条文の整理でございます。

次に、別表第1、別表第2の改正ですが、この基本条例第1条で改正いたしました寒川町特別職の職員の給与に関する条例の改正と同様に、別表第1では、「宿泊料」を「宿泊費」に、また「食事料」を「宿泊手当」に改め、別表第2では、日当を廃止し、「宿泊料」を「宿泊費」に、「食事料」を「宿泊手当」に改め、最終ページにかけて、支度料を廃止するものでございます。

最後に、改正附則ですが、第1項は、施行期日を令和7年4月1日と規定し、第2項は、施行日前の旅行命令による経過措置、第3項は、返納の規定の適用範囲について規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

太田委員。

【太田委員】 今特別職と一般職員の説明をいただきました。これはここで聞いていいのかどうか分からないんですけど、これは議会も町のものに準じて様々決めていると思いますけれども、そこへの影響というのはあるのかどうか、その1点だけお伺いしたいと思います。

【佐藤委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 議員の皆様につきましては、寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の中の第4条、費用弁償の部分で、議長、副議長及び議員が職務を行うため旅行した場合には、寒川町長と常勤の特別職の職員の旅費の例により算定した額を費用弁償として支給する、また第2項では、前項の費用弁償の支給方法としましては、一般職の職員に対する旅費支給の例によるという形になりますので、議員の皆様の旅費につきましても、こちらが運用されるという形になります。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。再開を10時半にしたいと思います。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第20号 寒川町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 おはようございます。町民部から3つの条例のご審査をお願いいたします。それでは、町民協働課の案件であります付託議案5、議案第20号 寒川町認可地縁団体印鑑条例の制定についてご説明させていただきます。説明につきましては、芝崎町民協働課長より、質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 芝崎町民協働課長。

【芝崎町民協働課長】 それでは、議案第20号 寒川町認可地縁団体印鑑条例の制定についてご説明いたします。よろしくお願いたします。

初めに、認可地縁団体制度についてですが、地域コミュニティである自治会、町内会等は、一定の区域に住所を有する人々によって形成された任意の団体です。法律上では権利能力なき社団として扱われ、契約や不動産登記の主体になることはできませんでした。そのため自治会等が集会施設などの不動産を取得する場合でも、会長の個人名義や役員の名義で不動産登記をしなければならず、名義人の死亡や交代があったときには、登記名義の変更や相続上の問題が発生するなどの不都合が生じていました。

こうした課題の解決を目的として、平成3年、地縁団体が市町村長の認可を受けることで法人格を取得し、団体名での不動産登記ができるように地方自治法が改正されました。従来地域的な共同活動のための不動産を登記等ができるようにすることが認可の目的でしたが、令和3年の改正では、団体は不動産の保有の予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

地縁団体の定義としましては、地縁による団体とは、町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を指し、その区域に住所を有することだけが構成員の資格条件です。そのため認可地縁団体の申請ができる団体は、いわゆる自治会や町内会となります。ですので、青年団、婦人会、老人会など構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体やスポーツクラブなど特定の目的の活動だけを行う団体は対象外となります。このたび条例制定しますのは、当町においてこれまで認可を受けたいという団体がありませんでしたが、ある団体より認可を受けたいとの相談があったことから、認可地縁団体の代表者等の印鑑の登録及び証明について必要な事項を制定するものです。

それでは、タブレット資料05議案第20号寒川町認可地縁団体印鑑条例の制定について、2ページをご覧ください。条例は、第1条から第17条までとなっております。第1条は、地方自治法第260条の2第1項の町長の認可を受けた地縁による団体の代表者等の印鑑登録及び登録証明について必要な事項を定める趣旨となるものです。

第2条では、印鑑登録を受けることができる者の資格について規定しております。

2ページ目から3ページ目にわたりましては、第3条で、登録を受けることができる印鑑の制度、第4条では、印鑑登録の申請、第5条では、登録申請の確認、第6条では、印鑑登録原票の登録事項について規定しております。

3ページから4ページにわたりまして、第7条では、印鑑登録原票の印影が不鮮明になったときなど、印鑑登録原票を再製する場合の取扱いについて、第8条では、印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときの修正について、第9条では、印鑑登録の廃止について規定しております。

4ページから5ページ目にわたりまして、第10条となりますが、印鑑登録の抹消について、第11条では、印鑑の登録を受けている代表者等が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときの申請について、第12条では、印鑑登録証明書の交付について規定しております。

5ページ目から6ページ目にわたりまして、第13条では、認可地縁団体の代表者等に代理人を置いている場合の申請または届出等の手続について、第14条では、印鑑登録原票等の書類の閲覧の禁止について、第15条では、印鑑の登録や証明の事務に関し町長が関係者に対して質問や調査することができる規定となります。

第16条では、寒川町行政手続条例の適用除外について、第17条では、この条例に定める者のほかこの条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるものです。

最後に、附則についてですが、施行日は令和7年4月1日からとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

太田委員。

【太田委員】 1点だけ、素朴な疑問というか、質問なんですけれども、今までずっとそういうものがなかった、また条例改正があった中で、今回地縁団体の印鑑の登録の条例が制定されるわけですけども、そもそもそういう状況になる、印鑑登録をする状況に至る背景というのは、どうなるとこれが必要になってくるのか、今までずっとなかったのに今回1件出てきたという、その部分の説明をお聞かせいただけますか。

【佐藤委員長】 芝崎町民協働課長。

【芝崎町民協働課長】 例えば自治会等で不動産などを持っていた場合、これまではそのまま来ていたものが、相続等の問題もあるので、ここで整理するなどというケースで登録をするということで、認可地縁団体の申請を考えるというケースもあります。

以上です。

【佐藤委員長】 太田委員。

【太田委員】 じゃ、今後もそういったことが出てくる、要は自治会とか町内会というお話がありましたけれども、今後もそういったことが出てくる可能性がある自治会、町内会があるのかどうかお聞かせいただけますか。

【佐藤委員長】 芝崎町民協働課長。

【芝崎町民協働課長】 不動産に限らず認可地縁団体の登録というのはできますので、現時点ではお話というのは来ておりませんが、今後可能性がないことはないと思います。

以上となります。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 ないようでしたら、小泉副委員長。

【小泉副委員長】 まず、今回認可地縁団体の印鑑の条例ということで、相談があったから対応ということでお伺いしていますが、町としては認可地縁団体に、つまり自治会等の法人化ということになるかと思うんですが、これは推進する方向性なのか、それともこれまでどおり相談があれば都度ベースで考えていくのか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

【佐藤委員長】 芝崎町民協働課長。

【芝崎町民協働課長】 自治会につきましては、任意の団体となりますので、団体の方が認可地縁団体の申請をしたいという場合には、当然こちらで対応させていただきたいと思いますので、そちらの部分について推奨とか、そういった部分というよりは、それぞれの自治会の考えになってくるかと思えます。

以上です。

【佐藤委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 これをお伺いしたのは、実はお隣の茅ヶ崎市さんのホームページを見てみますと、自治会の法人化ということで、ページを作られていまして、そこに法人化する場合にはどういう制度設計になっていて、どういう手続が必要であるということがもろもろあって、さらに各種様式のダウンロ

ードまで全部そろえられているんですね。今回の印鑑条例をつくる場合ですと、各種様式を見てみますと、認可地縁団体印鑑登録証明交付申請書とか、そういうものも全部きれいにそろってあるんですけど、こういうものを整備するというか、ちゃんとホームページ上に公開していくというようなお考えはありますでしょうか。

【佐藤委員長】 芝崎町民協働課長。

【芝崎町民協働課長】 現在手引きなど様式等も含めまして整えておりますので、整い次第町のホームページには掲載したいと考えております。

以上です。

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第31号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 続きまして、町民安全課から、2つの条例の審査をお願いいたします。まず、付託議案、議案第31号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明させていただきます。説明につきましては、濁川町民安全課長より、質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、何とぞご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 それでは、議案第31号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明させていただきます。タブレット資料をご覧くださいと思います。本会議場での町民部長の説明と重複する部分がございますが、よろしくお願いいたします。

この一部改正の経緯でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が、令和7年2月21日に公布され、令和7年4月1日施行とされたことに伴い、消防団員等の処遇改善を図るため条文の整理を図るものとなっております。

4ページの新旧対照表をご覧ください。寒川町消防団員等公務災害補償条例補償基礎額第5条第2項第2号中、「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改めるものでございます。

次に、別表第5条関係で定める補償基礎額表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「12,500」を「12,900」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、第1項で、施行期日を令和7年4月1日とし、第2項で、改正規定の経過措置を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第32号 寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 町民部最後の案件になります。町民安全課から、付託議案7、議案第32号 寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。説明につきましては、濁川町民安全課長より、質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、何とぞご審査くださいますようお願いいたします。

【佐藤委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 それでは、議案第32号 寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について説明させていただきます。タブレット資料07をご覧くださいと思います。本会議場での町民部長の説明と重複する部分がございますが、よろしくお願いいたします。

この一部改正の経緯でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正が、令和6年12月27日に公布されたことに伴い、消防団員等の処遇の改善を図るため条文の整理を図るものとなっております。

4ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の別表第2条関係の勤務年数の区分に新たに35年以上を追加しております。別表に35年以上が追加されたことにより「30年以上」を「30年以上35年未満」に改め、35年以上の区分を追加し、階級別に団長については「1,079千円」、副団長は「1,009」、いわゆる100万9,000円、分団長については「949」、いわゆる94万9,000円、副分団長は「909」、90万9,000円、部長・班長は「834」、83万4,000円、団員は「789」、78万9,000円とするものでございます。

最後に、附則といたしまして、第1項で、施行期日を令和7年4月1日とし、第2項で、改正規定の経過措置を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 質疑なしと認めます。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定です。

ございますけれども、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これより討論に入ります。議案第21号 寒川町職員定数条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

関口委員。

【関口委員】 質疑の中でもお話しさせていただきましたけども、大事なことは、いかに運用をするかということだと思しますので、条例がしっかりこういう形でもって整備されましたので、職員でもしっかりとこの運用ができるような職員全体に対する意識啓発というか、こういったものをしっかりとやっていただきたい、こう思っておりますので、この点を付け加えて賛成としたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【佐藤委員長】 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町職員の旅費に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 寒川町認可地縁団体印鑑条例の制定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第32号 寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時56分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 7年 6月 3日

委員長 佐藤 一夫